

# 不正アクセス防止法(1)総論

● ネットワーク管理者の許可なく、他人のコンピューターに侵入した者を処罰することは可能か?

弊社WWWサーバーに、一日数回、同一の者からコマンドが送られています。

月十三日から施行されています。

**A** 中止するよう警告しましたが、一向にやめません。どのように対応すればよいのでしょうか。特に法的な措置をとることは可能なのでしょうか。

ハイテク犯罪に対する技術的・法的対応の強化が諸外国から指摘され、わが国は法整備を迫られました。それが契機となり、コンピューター・ネットワークへの不正アクセス自体を犯罪として処罰する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第一二八号)」(以下「不正アクセス防止法」と略)が第一四五回会において可決成立し、一九九九(平成十二)年八月十三日に公布されました。なお、本法の中心となる不正アクセス行為の禁止とその処罰規定は、二〇〇〇(平成十二)年二月二十六日付で施行されました。

わが国では、一九八七年の刑法改正では、電子計算機損壊等業務妨害罪(刑法三三四条の二)、電子計算機使用詐欺罪(刑法二四六条の二)、電磁的記録不正作出・供用罪(刑法一六一条の二)が規定されました。が、これらの規定は、コンピューターに侵入して内部の情報をのぞき見し、持ち出す等の行為は処罰されません。

インターネットには国境がありません。今や世界中のコンピューターがネットワークでつながっています。米国防総省のコンピューターへは、世界中から年間二五〇〇〇件の不正アクセスがあるといわれます。その結果、国際的クラッカーが日本のコンピューターをループホール(抜け穴)として利用する問題や、海外からの捜査共助の問題に遭遇するなど、海外との情報交換に関する規制が強化されることで、(1)不正アクセス行為を防ぐための効果を常に検証すること、(2)アクセス制御機能の有効性を常に検証すること、(3)アクセス制御機能をコンピューターに付加したアクセス管理者は、(1)識別符号またはそれを確認するために用いる符号を適正に管理すること、(2)アクセス制御機能の有効性を常に検証すること、(3)しかし、民事法上はこの規定を根拠として不法行為責任(民法七〇九条)、契約責任を問われる可能性があります。また、刑法の背任罪(刑法二四七条)になる可能性があります。

(国際捜査共助法、二条二号)。これらの犯罪に対処するためには、国際的な協力体制が必要となります。

● 不正アクセス防止法の目的

不正アクセス防止法は全九条から構成されている法律です。主に電子通信回線を通じて行われる犯罪に対して、(1)不正アクセス行為の禁止、(2)不正アクセス行為を助長する行為の禁止、(3)アクセス管理者による防御措置、(4)再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置、(5)違反者に対する罰則を規定しています。これによって、電気通信回線(ネットワーク)を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止およびアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的としています(法第一条)。

● 不正アクセス行為の禁止

めには、不正アクセス行為が行われた際のコンピューターの作動状況、管理状況、その他の参考となるべき事項に関する書類(ログやシステム構成図、利用者名簿、コンピューター本体やハードディスク等)の提出が必要になります。

(1) アクセス制御機能のあるコンピューターに対し、他人の識別符号を入力して、制限されている利用を可能にする行為を助長する行為(三條二項二号)。

(2) アクセス制御機能のあるコンピューターに対し、特殊な情報または指令を入力して、制限されている利用を可能にする行為(三條二項二号)。

(3) ネットワークで接続された他のコンピューターのアクセス制御機能によって利用が制限されているコンピューターに対して、制限されている利用を可能にする行為(三條二項二号)。

なお、不正アクセスとなるためには、不正アクセスを受ける側が一定のセキュリティレベルを持っていることが前提となります。セキュリティ・コントロールをまったく行っていないプライバシーや組織においては、すべてのアクセスが適法となると考えられます。セキュリティ対策には十分な対策を講じる必要があります。

## 4 不正アクセス行為を助長する行為の禁止

不正アクセス行為そのものだけではなく、不正アクセス行為を助長する行為も处罚の対象となります。すなわち、他人の識別符号を、それがどのコンピューターで使われるかを明示したうえで、管理者や正規の利用者以外の者に提供してはならず(四条)、これに違反した者は三十万円以下の罰金が科されます(九条)。

## 5 都道府県公安委員会による援助措置

都道府県公安委員会は、アクセス管理者から援助を受けたい旨の申出があり、その申し出を相当と認めるときは、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行います(六条一項)。援助を受けるた

用語	定義	具体例
□アクセス管理者	ネットワークに接続しているコンピューターの利用に関して、その動作を管理する者をいう(2条1項)。すなわち、利用者が多数存在する大型コンピューターであっても、ネットワークに接続していない場合は適用範囲外。しかし、利用者が1人だけでも、ネットワークに接続すれば、不正アクセス行為の対象となる。	UNIXでいうrootやWindowsでいうAdministrator、自らのホームページで会員登録のサービスを行う個人や組織など。
□識別符号	ネットワークを通じたコンピューターの利用に関して、利用者を他の利用者と区別するための符号のこと。	パスワード(2条2項1号)、音声・指紋・網膜などのバイオメトリクス情報(2条2項2号)、署名(2条2項3号)、およびそれらと組み合わせて用いられるユーザーID・パスワードのこと。
□アクセス制御機能	利用者が入力したユーザーID・パスワードによって、コンピューターの利用制限を解除する機能のこと(2条3項)。アクセス制御という言葉は、情報処理では、ファイアウォールによるパケットフィルタリングやルーティング制限、ファイルの利用バーミッシュョン等を含むが、本法にいうアクセス制御は、識別符号による利用の制限に限定される。	通常のログイン手続きはもとより、目的とするコンピューター以外のコンピューター(RADIUSやKerberos等の認証サーバー)による認証も含まれる。

〈表〉不正アクセス防止法における用語の定義(法第2条)